

八戸卸センター経営研究会規約

(名 称)

第 1 条 本会の名称は、八戸卸センター経営研究会（以下「本会」）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会の目的は、若手経営者の研鑽を行い、将来の団地運営を担う人材を育成することを目的とする。

(事 務 局)

第 3 条 本会の事務局は、協同組合八戸総合卸センター内に置く。

(事 業)

第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 企業経営の向上を図るための自己啓発及び研鑽
- (2) 組合並びに組合員企業が直面している課題への取組及び将来計画の研究
- (3) 経営に必要な資料の収集及び情報の提供
- (4) 先進地視察並びに意見交換会の開催
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員資格)

第 5 条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する協同組合八戸総合卸センターに所属する企業の青年経営者及び経営者の推薦する経営幹部または、団地内責任者及びその代理で組織する。

(会員区分)

第 6 条 会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年齢 55 歳までとする。
但し、当該事業年度中に 55 歳に達した場合は、その終了をもって正会員を辞する。
- (2) OB 会員 前項の年齢に達し、正会員を辞した者。
なお、OB 会員は後記第 13 条第 1 項の年会費は不要とし、例会その他本会主催の行事に随時参加できるものとする。

(入会及び退会)

第 7 条 本会に入会あるいは退会を希望するものは、所定の申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

(役員の数及び任期)

第 8 条 本会に次の役員をおき、任期は 2 年とする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
- 4 補欠選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長、副会長、理事及び監事の職務)

第 9 条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は会長、副会長を補佐し、会長、副会長が事故あるときはその職務を代理する。
- 4 監事は、本会の業務及び会計に関する状況を監査する。

(顧問及び相談役)

第 10 条 本会には、顧問及び相談役を置くことができる。

(総会、例会及び役員会)

第 11 条 本会の会議は総会、例会、役員会とする。

- 2 通常総会は(協)八戸総合卸センターの総会終了後 2 ヶ月以内に、臨時総会は必要ある時に役員会の承認を経て会長が招集する。総会の議決は出席者の過半数の同意をもって決する。
- 3 例会は、原則として年 3 回開催し会長が招集する。
- 4 役員会は必要の都度、会長が招集する。

(総会の決議事項)

第 12 条 本会の次の事項については、総会の承認を必要とする。

- (1) 規約の変更及び改廃
- (2) 事業年度の事業報告、収支決算並びに事業計画、収支予算
- (3) 役員を選出
- (4) 会員の会費及び徴収方法
- (5) その他重要事項

(会 費)

- 第13条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに当てる。
年会費は12,000円とする。
- 2 例会、視察研修等の参加者は特別会費を負担するものとする。
 - 3 前項のほか、臨時的経費が発生した場合、会員は特別会費を負担するものとする。

(事業年度)

- 第14条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 付 則 本会の初年度における事業年度は創立の日より翌年3月31日までとする。
- 2 本会は平成23年6月21日より実施する。

第1回改定 平成24年6月5日

第2回改定 平成27年6月16日

第3回改定 平成28年6月9日

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

平成29年 月 日

八戸市大字新井田字松山下野場7-53

八戸卸センター経営研究会

会 長 高 木 昭 寿